自動継続据置複利定期預金規定

〈自動継続型〉

１．（自動継続）

(1)自動継続据置複利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金証書記載の最長お預り期限に自動的に据置複利定期預金とて継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

(3)継続を停止するときは、最長お預り期限（継続したときはその最長お預り期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

２．（預金の支払時期等）

(1)この預金は、預金の全部または一部について預入日の６ヵ月後の応当日（継続をしたときはその継続日の６ヵ月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。

(2)前(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の６ヵ月後の応当日から最長お預り期限までの間に、１万円以上の金額で請求して下さい。

　なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

３．（利息）

(1)この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長お預り期限（解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記１.(1)の利率）によって６ヵ月複利の方法で計算します。

　ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。また、当初預入金額が 300 万円以上の場合は、一部支払いにより預入金額が 300 万円未満となった時点で、それ以降のお支払いについてはお支払いの都度、金額段階に応じた利率で分かち計算をします。

①６ヵ月以上１年未満「６ヵ月以上１年未満」の利率
②１年以上２年未満「１年以上２年未満」の利率
③２年以上３年未満「２年以上３年未満」の利率
④３年以上４年未満「３年以上４年未満」の利率
⑤４年以上５年未満「４年以上５年未満」の利率
⑥５年以上６年未満「５年以上６年未満」の利率
⑦６年以上７年未満「６年以上７年未満」の利率
⑧７年以上８年未満「７年以上８年未満」の利率
⑨８年以上９年未満「８年以上９年未満」の利率
⑩９年以上１０未満「９年以上１０年未満」の利率
⑪１０年「１０年」の利率

(2)継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。

(3)継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金しまたは元金に組み入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金

で受取る場合には、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して預金証書とともに提出してください。

(4)解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

(5)継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(6)当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を預入日の６ヵ月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7)この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

以上

（2022.12.05）

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。